

☆ 言語障がいのある子どもの教育的ニーズの整理③
～合理的配慮を含む必要な支援の内容～

言語障がいのある子どもの教育的ニーズを整理する観点『③合理的配慮を含む必要な支援の内容』について、「障害のある子供の教育支援の手引」から、一部を抜粋してまとめました。詳細については、「手引」第3編をご参照ください。



ア
教育内容・方法

(ア) 教育内容

a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

個別に発音の指導を行うことにより、話すことに自信をもち積極的に学習等に取り組むことができるようにする（一斉指導における発音の個別的な対応、個別指導による音読、九九の発音等）。

b 学習内容の変更・調整

発音のしにくさ等を考慮した学習内容の変更・調整を行う（教科書の音読や音楽の合唱等における個別的な対応、構音障がいの状態に応じた音読箇所や分量の調整等）。

(イ) 教育方法

a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

発表の際に話すことを書くこと又は文字入力等に代替する。発話が不明瞭な場合の代替手段によるコミュニケーション手段を活用する。

- 例) 筆談
 ICT機器の活用 等

b 学習機会や体験の確保

発音等の不明瞭さによる自信の喪失を軽減するために、個別指導の時間等を確保する。

- 例) 音読
 九九の発音

c 心理面・健康面の配慮

言語障がいのある子どもが集まる交流の機会の情報提供を行う。

イ
支援体制

(ア) 専門性のある指導体制の整備

指導の充実を図ることができるよう言語障がいの専門家(言語聴覚士等)との連携を深める。

(イ) 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

言語障がいについて、子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。

(ウ) 災害時等の支援体制の整備

発語による連絡が難しい場合には、代替手段により安否を伝える方法等を取り入れた避難訓練に取り組む。

ウ
施設・設備

(ア) 校内環境のバリアフリー化

安心して自主的な移動ができるように、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにするなど、校内環境を整備する。

(イ) 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

安全性を確保した校内環境を整備する。また、必要に応じて、生活体験を主とした活動ができる場を用意する。

(ウ) 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

簡潔な動線、分かりやすい設備の配置、明るさの確保等を考慮して施設・設備を整備する。

上記ア～ウは、代表的な例であり、学校や学びの場の基礎的環境整備の状況や、子どもの実態によっては、上記以外の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容も考えられることに留意することが大切です。

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセスを大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。

